

第 1103 回教育委員会 会議録

令和 3 年 10 月 14 日

14 : 00 ~ 15 : 10

①開 会

< 菅間 教育長 > それでは、ただ今から、第 1103 回教育委員会を開会いたします。

< 菅間 教育長 > 議事等に先立ち、申し上げます。
先ほど、2 名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

< 菅間 教育長 > 会議録署名委員に、武田委員と片桐委員を指名いたします。

③会期の決定

< 菅間 教育長 > 会期は、本日一日としていかがですか。

< 各 委 員 > 異議なし。

< 菅間 教育長 > 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④議席の決定

< 菅間 教育長 > 次に、山形県教育委員会会議規則第 3 条に基づき、新たな議席の決定を行います。

議席は、会議規則の規定により、「くじ」で定めることとなっております。

現在、片桐委員が着席の議席を第 1 番とし、以降、順次時計回りに第 6 番までを議席として「くじ引き」を行います。委員会の議事運営上、第 4 番の議席を教育長の議席としたいと思っておりますがいかがですか。

< 各 委 員 > 異議なし。

< 菅間 教育長 > また、本日は小関委員が欠席しています。事前に小関委員からは承諾を得ていますが、小関委員に代わり事務局が「くじ」を引くこととしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

< 各 委 員 > 異議なし。

< 菅間 教育長 > 御異議なしと認め、第 4 番の議席を私の議席とし、小関委員に代わり事務局が「くじ」を引くこととします。

各委員は、第 4 番の議席を除く 5 議席について、ただ今、お座りの席番の若い席の委員から順に、「くじ」を引いてください。

< 菅間 教育長 > 事務局から、「くじ」の結果を報告してください。

<教育政策課副主幹> 御報告いたします。第1番 片桐委員、第2番 山川委員、第3番 武田委員、第5番 小関委員、第6番 工藤委員の席となっております。以上でございます。

<菅間教育長> ただ今の報告のとおり議席を決定いたします。各委員は、議席の移動をお願いします。

⑤報 告

<菅間教育長> 議事に先立ち、報告があります。

(1)「教育長職務代理者の指名について」、私から報告いたします。

<菅間教育長> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、10月13日付けで、武田委員を第1職務代理者に、片桐委員を第2職務代理者に指名させていただきました。

両委員には、今後、各種会議への出席など色々とお力をお借りすることになります。どうぞよろしく願いいたします。

<菅間教育長> 御質問等ございますか。

<菅間教育長> なければ、次に、(2)「県立高等学校における個人情報を含むメールの誤送信について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> それでは私から、県立高等学校における事故について、御報告申し上げます。

お手元の報告資料の2-1でございます。こちらを御覧ください。事故が発生したのは、令和3年10月2日の午前11時15分頃でございます。

県立鶴岡中央高等学校の教職員が、10月23日に開催予定の中学生を対象とした学校説明会の参加申込者に、連絡事項をメールで一斉送信した際、本来は他人にメールアドレスが分からないように、BCCで送信すべきところを、誤ってCCで送信してしまったというものでございます。

その際、アドレス帳に参加申込者の名前も登録しておりましたために、申し込みをした中学生の氏名とメールアドレスが、他の人にも分かるような形で送信されてしまったということでございます。

送信したメールの件数は、264件でございます。なお、現在のところ被害は確認されておりません。これを受けましての学校の対応でございますけれども、事故発生日に誤送信したメールを削除するように、受信者に依頼するとともに、当日の夜に校長名でおわびのメールを送信しております。

また、翌日から申込者、保護者及び所属の中学校の校長に対しまして、校長教頭など複数名の教職員が、電話で謝罪するとともに、送信された

メールの削除を改めて依頼しております。

今日の時点で、264件中263件までは連絡が取れており、残りの1件についてまだ連絡が取れていない状況でございます。10月8日金曜日の夕方に、高校教育課として私も同席しまして、校長が記者発表を行ったところでございます。その中でも改めて謝罪をしております。

県教育委員会では、当該高等学校における業務体制を検証しまして、再発防止を徹底してまいりたいと考えております。また、全県立学校に対しまして、情報セキュリティポリシーの趣旨の徹底を図ること、特に個人情報を取り扱う際やメールを一斉送信する際には、複数名で確実に点検することなどを徹底するよう指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

<菅間教育長> ただ今の報告について、御質問等ございますでしょうか。

<武田委員> 今のところ、保護者等から意見はあったのでしょうか。

<高校教育課長> 当日、校長がおわびのメールを送る前に、お叱りに近いような連絡をいただいたようでございますが、適切に速やかに学校で対応しましたので、その後は学校に直接連絡があったことはないと聞いております。

<菅間教育長> 他になければ、次に、(3)「令和4年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> 引き続きまして、報告資料の3-1を御覧ください。

「令和4年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項」でございます。平成24年度から令和3年度までの入学者選抜におきましては、震災の影響により、こちらの要項の2に示された対象者が本県県立高校を受検する場合、要項の3の(1)に示すとおり1クラス45名以内、つまり、1クラスについて最大5名まで合格者を増やすことができるものとして、これまで対応してきたところでございます。

本県の震災、避難者に対する支援の姿勢については、これまでどおりであること、また、令和2年5月1日現在の調査では、震災の影響により、本県内の中学校に在籍している被災地域の生徒が177名在籍しているというような状況を踏まえまして、令和4年度の入学者選抜につきましても、これまでと同様の対応を図っていくこととしております。この方法によりまして、令和3年度入学者選抜では、八つの学校において入学定員を超えて合格者を出しております。以上、御報告申し上げます。

<菅間教育長> ただ今の報告について、御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、次に(4)「令和3年度山形県産業教育審議会について」、

高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

資料報告資料4-1でございます。

9月16日に令和3年度山形県産業教育審議会が開催されましたので、その概要について御報告いたします。

資料4-1からであります。資料にはございませんけれども、本審議会は、産業教育振興法や県産業教育審議会条例に基づいて設置されておるものでございまして、産業教育振興に関する総合計画の策定、教育の内容及び方法について、御意見や御提言をいただいているものでございます。委員は全部で15名でございまして、山形銀行頭取の長谷川吉茂氏を会長に、また、県立産業技術短期大学校校長の尾形健明氏を副会長に選任しております。

初めに、資料をめくっていただきまして、資料4と5を御覧ください。

今回は、県教育委員会教育長より県産業教育審議会会長に、急激に変化する時代における本県産業教育の在り方について、諮問を行ったところでございます。

報告資料4-5になりますが、諮問の理由について記載されてございます。本県産業教育の在り方について、平成21年6月に本審議会より地域や産業界との連携の在り方など、具体的な方法などについての答申をいただいたところでございます。

この答申を踏まえて、県教育委員会では、産業担い手育成プロジェクト事業、山形未来の産業人材キャリアサポート事業などを施策として展開し、産業教育の充実に努めてまいったところでございます。この間、12年が経過しまして、産業界や社会教育を取り巻く環境は大きく変容しております。加えて、昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会や経済、学校教育にも様々な変化や影響を与えております。

このようなことを踏まえまして、今後の産業教育の在り方について、特に記載の三つの点から検討をお願いしたところでございます。一つは「人材育成の観点」、二つ目が「連携や接続」、それから三つ目が「専門学科の志願者を増やすための特色化・魅力化について」という三つの観点で検討をお願いしたところでございます。

資料をお戻りいただきまして、4-1から4-3までを御覧ください。当日、委員の皆様からいただきました御意見を御紹介しております。若干、補足させていただきますと、例えば「ICTを活用したスマート農業や6次産業化などへの対応が必要である」という御意見、あるいは、「AIやIoTなどを活用し、社会をより便利にしようとする人材育成が大切である」という御意見、それから、「仕事はチームで進めることが大切で、コミュニケーションや説明する力、基礎的な力が必要である」など、様々な御意見をいただいたところでございます。

また、「中学生や高校生が実際に介護分野で働く姿を見て、それを理解し、将来の進路選択に生かして欲しい。」という意見や、「女性が、県内女性の県内定着が課題であり、女性が継続して働ける職場環境が大切である。」という御意見、さらに、「本県には全国有数の企業がある、

自然と人間との共生、お互いに協調できるなど、山形の良いところを教えてください。」など、幅広く示唆に富む御意見をいただいたところでございます。詳しい内容につきましては、御覧いただければと思います。

今後、審議会の検討に際しまして、必要な情報や資料を取りまとめまして、専門的な視点からの課題について検討するなど、進めてまいりたいと考えております。その後、来年5月と8月に、2回目と3回目の審議をしていただきまして、8月を目途に答申をいただく予定でございます。以上、産業教育審議会について報告させていただきます。

<菅間教育長> ただ今の報告について、御質問等ございますでしょうか。

<武田委員> 報告資料4-5の理由の中の、特に2についてですが、教育庁としてどのように連携を進めるべきかというイメージや具体的な見通しはお持ちなのでしょうか。それとも、ゼロベースから考えなければならないことなのでしょうか。

<高校教育課長> これまでも、各学校において様々な形で取組みをしていただいていると認識しております。例えば工業高校、農業高校との連携や大学の先生のような専門家を招いて、より専門的なことを教えていただくことを行っているわけですけれども、このような部分についてこれからの課題を踏まえて、より連携していかなければならないところと考えており、ゼロベースではなくて、これまでの連携を踏まえながら更にということをイメージしております。

<武田委員> 私も連携の必要性を非常に感じておりまして、経済同友会と一緒に事業を行うと、教育が大事だという機運が高まってきていると感じます。これからの山形県の人材という点を考えると、自分のことのように考えていただけたところも多くあると思うので、関心の高い企業を巻き込んで、一丸となって取り組んでいく体制が重要だと思います。産業教育については、宮城県が先進県だと思いますが、宮城県とのつながりはお持ちでしょうか。

<高校教育課長> 現在は指導主事のレベルで情報交換をしている程度ではございますけれども、例えば県をまたいだ連携というのも、可能であれば考えていきたいと思っております。

<武田委員> 宮城県は年に何回もパンフレットを出していて、非常に読み応えもあり、高校の取組みが企業側にとっても分かりやすい資料だと思われましたので、参考にいただければと思います。

<菅間教育長> 他にございますか。

<武田委員> 酒田光陵高校の工業科はジュニアマイスター学校特別賞を4度受賞

しており、東北公益文科大学や産業技術短期大学とも連携しておりますし、一般財団法人を設立して地域課題に取り組んでいることなど、この酒田光陵高校は特色を出しているのです、一つの例になるのかなと感じまして、他の学校も参考にさせていただければと思います。

<菅間教育長>

他になれば、これより議事に入ります。

⑥議 事

<菅間教育長>

それでは、議第1号「令和4年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長>

それでは第1号でございます。「令和4年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について」、御説明申し上げます。

まず、令和4年度入学者の募集定員についてでございます。

資料めくっていただきまして、議1-2をお開きください。昨年度から変更のあったものについて御説明を申し上げます。

この資料の見出しが、学校名、全日制の課程、定時制の課程という形で横に並んでおります。

最初に全日制の課程について御説明申し上げます。

変更があった高校は山形工業高校でございます。こちらは、資料に記載はございませんけれども、機械科と電子機械科が、募集停止となります。新たに資料の一番上になりますが、機械技術科40名、こちらが新たに募集開始となるものでございます。このことによりまして、山形工業高校は、定員が40名の減となります。

続きまして、資料の1-3米沢商業高校でございます。こちらにつきましては、総合ビジネス科の定員80名、情報ビジネス科の定員10名が募集停止となります。新たに商業科として80名を募集するというところでございます。米沢商業高校は、このことによりまして、40名の定員減となります。

続いて、庄内総合高校でございます。こちらにつきましては、総合学科が、定員120名から80名に減となります。40名の減となります。

続きまして、定時制の課程で変更になったところを説明申し上げます。まず、議1-3鶴岡工業高校でございます。こちらは定時制の課程が空欄になっておりますけれども、工業技術科が募集停止となりました。新たに庄内総合高校に総合学科40名が募集開始となります。なお、庄内総合高校での定時制は、昼間の定時制となります。

資料をめくっていただきまして、議1-4でございます。2の通信制の課程についてでございます。こちらについては、鶴岡南高校普通科が閉課程によりまして、募集停止となります。庄内総合高校普通科80名が新たに募集開始となります。資料は庄内総合高校80名のみの記載となっております。

これによりまして、県立高等学校の入学定員は、前年度より 120 名減の全日制合計で 6,600 名、定時制が 280 名、合計で 6,880 名の定員となります。

また、山形市立商業高校を加えた令和 4 年度の本県公立高等学校の入学定員は、前年度より 120 名減の全日制課程 6,880 名、定時制課程が 280 名の合計で 7,160 名となっております。

なお、資料の中の東桜学館高校につきましては、定員の 200 名の中に併設型中学校からの入学者も含むこととしてございます。

資料 1－4 に戻っていただきまして、山形県立特別支援学校の高等部につきましては、昨年からの変更点はございません。以上、御審議くださいますようお願いいたします。

<菅間教育長> 御意見、御質問等ございますか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第 2 号「令和 5 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 議 2－1 をお聞きください。

令和 5 年度、現在の中学校 2 年生が対象でありますけれども、令和 5 年度より新たに追検査を実施するという事で、準備を進めております。

日程につきまして、これまでと変更がございます。資料をめくっていただきまして、議 2－2 及び議 2－3 をお聞きください。3 の (1) のエに、「やむを得ない理由で学力検査、適性検査、面接を受験できない受験者に対して、5 教科の学力検査問題による追検査、適性検査、面接を別日程で行うものとする。」という文言を加えております。また、検査日程につきましても、項目を新たに設けまして、5 の (1) にあるとおり、「本検査は、令和 5 年 3 月 7 日 (火) に行う。」としまして、(2) に「追検査は、令和 5 年 3 月 12 日 (日) に行う。」としております。

さらに、議 2－3 になりますが、6 の (5) に「追検査の学力検査問題は本検査と同程度の難易度による出題とする。」としております。

なお、合格発表は 3 月 17 日でこれまでと変更はございません。

以上よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<菅間教育長> 御意見、御質問等ございますか。

<武 田 委 員> 「やむを得ない理由」とはどのようなことでしょうか。

- <高校教育課長> 例えば、インフルエンザのような感染症を想定しております。感染症の範囲については、今後、検討していかなければならないと考えております。
- <武田委員> 範囲をどこまでとするかは難しいですね。
- <高校教育課長> 今後、詳細については検討していく必要がありますが、試験の公平性が担保できるように考えてまいります。
- <武田委員> この変更は、コロナの関係で全国的なものですか。
- <高校教育課長> これは、コロナウイルス感染症が拡大する前から、インフルエンザを想定して検討しております。
- <菅間教育長> 他にございますでしょうか。なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各委員> 異議なし。
- <菅間教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。
- <菅間教育長> 次に、議第3号「押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」、教育政策課副主幹より説明願います。
- <教育政策課副主幹> それでは、議第3号「押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」、御説明申し上げます。
資料が大変多くて恐縮でございますが、まず、議3-1から御覧いただければと思います。この議3-1から議3-5まで改正の規則が並んでおります。
先に、議3-5の提案理由を申し上げさせていただきますと、行政手続き等における押印等の見直しに伴い規定の整備を図るため、提案するものとなっております。詳しいところについては議3-6を使って御説明させていただければと思います。
議3-6を御覧ください。議3-6の「1 「行政手続等における押印・署名・対面規制の見直し方針」の趣旨」のところでございます。行政手続き等のオンライン化を推進し、県民等の負担軽減、利便性向上、業務効率化による行政サービスのさらなる向上を図るとして、この方針を令和3年3月に策定したところでございます。行政手続き等のオンライン化の実現に向けて、手続きごとに必要性を検証の上、①押印の原則廃止、②書面の原則廃止、添付書類の廃止・簡略化、③対面の原則廃止を図ることとしております。
「2 方針の対象となる行政手続等」についてですが、この見直しの対

象となる行政手続きについては、①法令等に基づく行政手続のうち、教育委員会の裁量で手続きの方法や様式等を改変できるもの、②条例等に基づく行政手続、③内部手続となつてございまして、この表を御覧いただきますと、教育委員会の規則は全部で 52 ございます。そのうち今回改正する規則の数が 14 あり、この 14 については、3 に記させていただいております。

押印が必要な手続きというのは現在 94 件ございまして、この 94 件のうち、91 件を廃止しようというものでございます。※のところですが、この 91 件のうち 1 件は、次の議第 4 号で、10 件は 11 月の定例教育委員会に付議予定でございます。

それから、表の一番右でございまして、押印を存続する手続きにつきましては、契約書に準ずるもの、具体的には借用証書や保証書などについては今回見直しができないことになってございます。

「4 改正内容」はただ今、申し上げたとおりでございます。

「5 施行期日」につきましては、公布の日から施行ということにさせていただきますまして、経過措置として、現にある様式については、当面の間、使用可能としております。なお、規則以外の通知等の押印の見直しについては、今年度内に完了する予定としております。

議 3-7 から議の 3-62 まで、ただ今申し上げた規則の新旧対照表となつてございます。簡単でございますが、以上でございます。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

<菅間教育長>

御意見、御質問等ございますか。

<山 川 委 員>

押印の見直しができない三つの手続きについて教えていただきたいのですが、教育委員会で、保証書や借用証書を作成する場面とはどのようなものがあるのでしょうか。

<教育政策課副主幹>

奨学金のものでございます。

<山 川 委 員>

奨学金を借りる際に父兄からもらうということですね。これぐらいですか。

<教育政策課副主幹>

そうです。保証書等が必要という事務はあまりございません。

<菅間教育長>

他になければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、議第 3 号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長>

次に、議第 4 号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課管理主幹より説明願います。

<管 理 主 幹>

それでは、議第4号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、御説明申し上げます。

議4-3ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、民法の一部改正に伴う規定の整備を図るため並びに令和4年度の県立高等学校再編整備計画に伴う、入学定員の変更及び学科改編を行うため規定の整備を図るものでございます。

具体的な改正箇所につきましては、議4-4から新旧対照表を御覧ください。初めに、民法の一部改正による成年年齢の引き下げに伴う改正でございますが、第6条の2、第42条から第45条、第51条の「保護者」を「保護者等」に改めます。なお、第43条につきまして、「保護者等」について、生徒が18歳となる日の前日に親権者又は後見人であったものを含めるものとしております。

次に、令和4年度の県立高等学校再編整備計画に伴う入学定員の変更、学科改編を行うため、別表第1を改正いたします。

議4-6を御覧ください。

まず、山形工業高等学校の全日制の課程における機械科40名、電子機械科40名の募集を停止し、機械技術科40名を新設いたします。

次に、山形中央高等学校の全日制の課程における体育科80名の募集を停止し、スポーツ科80名を新設いたします。

続いて、村山産業高等学校の全日制の課程における農業環境科40名の募集を停止し、みどり活用科40名を新設いたします。

続いて、新庄神室産業高等学校の全日制の課程における生物生産科、生物環境科の募集停止の表記を削除いたします。

続いて、米沢商業高等学校の全日制の課程における総合ビジネス科80名、情報ビジネス科40名の募集を停止し、商業科80名を新設いたします。

続いて、長井工業高等学校の全日制の課程における機械システム科40名、電子システム科40名、福祉生産システム科40名の募集を停止し、機械科40名、電子科40名、福祉環境科40名を新設いたします。

最後に、様式第5号中の「保護者」を「保護者等」に改め、押印欄については削除いたします。施行期日は令和4年4月1日を予定しております。以上、よろしく願いいたします。

<菅間教育長>

御意見、御質問等ございますか。

<菅間教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長>

次に、議第5号「山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定につい

て」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。

<生涯教育・学習振興課長>

それでは、議第5号について、御説明申し上げます。まず、資料の、議5-1を御覧ください。

山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について、この度、県議会9月定例会での議決を受けたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、庄内アソビバプロジェクトを指定管理者として指定することをお諮りするものであります。

これからの主な日程ですが、本委員会で御可決いただきました後、庄内アソビバプロジェクトに指定管理者の指定について通知をし、その後、担当者間で協定内容を協議し、1月頃に包括協定を締結し、令和4年4月から指定管理業務を配置することとなります。

以上、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

<菅間教育長>

御意見、御質問等ございますか。

<菅間教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、議第5号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長>

次に、議第6号「山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について」、スポーツ保健課長より説明願います。

<スポーツ保健課長>

それでは、議第6号「山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について」、説明申し上げます。

議6-2をお開きください。この度、お諮りするのは、資料の中ほどの提案理由にありますとおり、山形県体育館及び山形県武道館に平成22年4月から導入されております指定管理者制度を継続しまして、施設の効果的、効率的な管理運営が行えるよう指定管理者の募集について、提案するものでございます。

県体育館及び武道館につきましては、山形市の霞城公園整備計画によりまして、令和5年度を目途に撤去する予定となっており、令和4年度中に建物解体の工事設計などの閉館準備を行うために、令和4年3月末で、指定管理を終了する予定でございました。

そのような中、今年6月に山形市より、山形市内のスポーツ施設のあり方について、一定の方向性が定まるまでは、現在の施設の利用者への配慮から体育館及び武道館を継続してほしいとの提案がありました。県としましても、約12万人の利用者がございますので、そのようなことに配慮し、当面の間、施設を継続すべきという判断に至り、可能な限り、開館し、指定管理を継続することといたしました。

霞城公園整備計画の方向につきましては、山形市が文化庁の了解を得る必要があります。現在の計画では令和5年度の撤去となっていることから、県としましては、この度の指定の期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの一年間で設定をさせていただいております。

次に、3の申請者に必要な資格といたしましては、(1) 県内に主たる事務所を有していること、(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定による、競争入札または指名競争入札の参加を制限されていないこと、(8) 地方自治法244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた日から2年を経過しないものではないこと等、9項目を挙げさせていただいているところであります。

続きまして、施設の概要について説明をさせていただきたいと思います。議6-3をお開きください。

設置目的は、体育の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するために設置された施設でございます。

敷地面積につきましては、体育館と武道館を合わせて約1万3,000㎡あります。建物は体育館が地上3階、地下1階建てであり、武道館は地上3階建てとなっております。

次に、現在の開館時間につきましては、原則午前9時から午後9時まで、休館日は原則、毎月第3月曜日及び年末年始となっております。開館時間と休館日ともに基準内で指定管理者が自ら定めることになっております。現在の利用者数でございますが、年間12万人から13万人程度で推移しておりましたが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で6万4,000人程度にとどまっております。

現在の管理運営体制につきましては、指定管理者が公益財団法人山形市スポーツ協会となっております。職員2名の他に嘱託職員3名、臨時職員1名、時間給職員3名となっております。

次に、指定管理者の公募に係る事項となります。指定管理者が行う業務は、施設及び設備の維持管理に関する業務、施設の運営に関する業務、施設又は設備の使用の許可に関する業務となります。指定管理料は1年間で、2,932万2,000円を上限としまして、その範囲内での提案を受けることとなります。

最後に、選定スケジュールでございます。本日、教育委員会で指定管理者の募集について、付議させていただいたところでありますが、10月25日に開催予定の募集要項審査会において、募集要項等を審査していただく予定でございます。その審査を経まして、11月上旬から12月中旬まで募集することを予定しております。候補者の選定につきましては、募集締め切りの12月下旬以降の審査委員会で審査をいただき、その結果を踏まえて、候補者の選定、公表の予定でございます。

選定された候補者につきましては、県議会2月定例会での議決を経まして、指定管理者の指定の契約について、教育委員会に付議させていただく予定となっております。説明は以上でございます。

<菅間教育長>

御意見、御質問等ございますか。

<菅間教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、議第6号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長>

次の議第7号は人事に関する案件であることから、議第7号の審議については秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、議第7号の審議については秘密会といたします。

《 議第7号及び追加提案された議第8号は秘密会にて審議 》

⑦閉 会

<菅間教育長>

これで、第1103回教育委員会を閉会いたします。